

金融円滑化にかかる基本方針、体制の概要及び実施状況

平成30年5月1日

ながの農業協同組合

当組合は、農業者等の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を理事会にて、以下のとおり制定しております。

平成25年4月1日

J Aながの

金融円滑化にかかる基本方針

J Aながの（以下、「当J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当J Aの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当J Aの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況並びに財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。

5 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系統金融機関、信用保証協会等及び中小企業再生支援議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。

6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

（1）組合長以下常勤役員、室部長等を構成員とする「経営会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（2）金融共済事業本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（3）各支所（支店）に「金融円滑化店舗責任者」を設置し、各支所（支店）における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

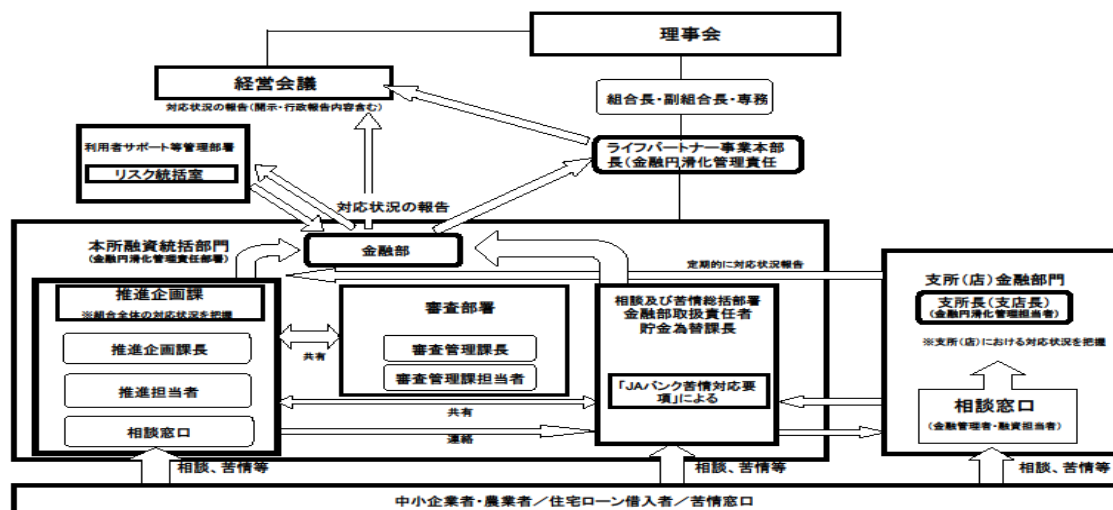
（1）組合長以下常勤役員、室部長等を構成員とする「経営会議」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。

（2）金融共済事業部本部長を「金融円滑化管理責任者」、本所金融部及びリスク統括室を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

（3）各支所に「金融円滑化店舗責任者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、本所金融部へ報告することとしております。

（4）各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》



3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を本所金融部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、本所金融部に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに本所金融部に連絡をし、本所リスク統括室と本所金融部、各支所が連携の上、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《お客さまのためのご相談窓口》

店舗	所在地	受付時間(平日)	電話番号
本所金融部	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-14	9時～17時	026-224-3701
信濃町支所	〒389-1305 上水内郡信濃町大字柏原 2566-15	9時～17時	026-255-3030
飯綱支所	〒389-1206 上水内郡飯綱町大字普光寺 937	9時～17時	026-253-2033
豊野町支所	〒389-1105 長野市豊野町豊野 865-1	9時～17時	026-257-2062
長野平南支所	〒381-0025 長野市大字北長池 1621	9時～17時	026-243-1114

西部支所	〒381-3161 長野市七二会 2372	9時～17時	026-229-2211
裾花支所	〒381-4102 長野市戸隠豊岡 1548-1	9時～17時	026-254-2345
鬼無里支店	〒381-4302 長野市日影 2750-1	9時～17時	026-256-2244
西山支所	〒381-3302 上水内郡小川村大字高府 9741-1	9時～17時	026-269-3131
中条支店	〒381-3203 長野市中条 2633-1	9時～17時	026-268-3201
鬼無里支店	〒381-4302 長野市日影 2750-1	9時～17時	026-256-2244
西山支所	〒381-3302 上水内郡小川村大字高府 9741-1	9時～17時	026-269-3131
中条支店	〒381-3203 長野市中条 2633-1	9時～17時	026-268-3201
信州新町支所	〒381-2405 長野市信州新町 955-1	9時～17時	026-262-2300
長野平支所	〒381-0006 長野市大字富竹 869-1	9時～17時	026-296-2722
吉田支所	〒381-0043 長野市吉田 2-10-1	9時～17時	026-241-4964
芹田支所	〒380-0921 長野市大字栗田 78	9時～17時	026-226-6804
古牧支所	〒381-0034 長野市大字高田 660	9時～17時	026-226-5259

安茂里支所	〒380-0955 長野市大字安茂里 3573-2	9時～17時	026-228-1717
西長野支所	〒380-0873 長野市新諏訪 1-25-62	9時～17時	026-232-3727
志賀高原支所	〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平穏 2841-4	9時～17時	0269-33-3207
穂波支所	〒381-0402 下高井郡山ノ内町大字佐野 1167-1	9時～17時	0269-33-3000
夜間瀬支所	〒381-0405 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬 2521	9時～17時	0269-33-1000
ちくま支所	〒387-0015 千曲市大字鋳物師屋 200	9時～17時	026-272-2323
戸倉支所	〒389-0803 千曲市大字千本柳 347	9時～17時	026-275-2040
ちくま埴生支所	〒387-0015 千曲市大字鋳物師屋 200	9時～17時	026-272-0012
屋代支所	〒387-0001 千曲市大字雨宮 336-1	9時～17時	026-272-0152
八幡支所	〒387-0023 千曲市大字八幡 3089-2	9時～17時	026-272-1108
上山田支所	〒389-0822 千曲市大字上山田 2162	9時～17時	026-275-3232
坂城支所	〒389-0601 埴科郡坂城町大字坂城 9333-1	9時～17時	0268-82-2032
須坂支所	〒382-0091 須坂市大字小山 1253-5	9時～17時	026-245-4734

井上支所	〒382-0047 須坂市大字幸高 447-2	9 時～17 時	026-245-0293
仁礼支所	〒382-0034 須坂市大字仁礼 245-1	9 時～17 時	026-245-0944
高山支所	〒382-0831 上高井郡高山村大字高井 569	9 時～17 時	026-245-0184
小布施支所	〒381-0201 上高井郡小布施町大字小布施 1508-15	9 時～17 時	026-247-3131
みゆき支所	〒389-2253 飯山市大字飯山 3567	9 時～17 時	0269-62-0024
飯山支所	〒389-2253 飯山市大字飯山 1121-6	9 時～17 時	0269-62-3121
秋津出張所	〒389-2255 飯山市大字静間 2598-1	9 時～17 時	0269-62-4101
柳原出張所	〒389-2251 飯山市大字旭 250	9 時～17 時	0269-62-4138
野沢温泉支所	〒389-2502 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9759-1	9 時～17 時	0269-85-3136
栄出張所	〒389-2703 下水内郡栄村大字堺 1190-2	9 時～17 時	0269-87-3121
木島平支所	〒389-2302 下高井郡木島平村大字往郷 912-2	9 時～17 時	0269-82-3131
木島出張所	〒389-2233 飯山市大字野坂田 280	9 時～17 時	0269-62-4161
常盤支所	〒389-2414 飯山市大字常盤 7410	9 時～17 時	0269-62-3311

太田出張所	〒389-2412 飯山市大字常郷 28-1	9時～17時	0269-65-3111
豊田支所	〒389-2101 中野市大字豊津 20	9時～17時	0269-38-3211

※貸出条件等に係るご意見・苦情については、本所金融部にてお受けいたします。

苦情相談窓口 TEL 026-224-3701

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農指導部とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

○貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数
〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成29年 6月末	平成29年 9月末	平成29年 12月末	平成30年 3月末	
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数	522	535	555	574	597	611	634	662	684	694	728	774	797	825							
うち、実行に係る貸付債権の件数	462	477	502	525	541	552	576	605	627	634	673	719	733	761							
うち、謝絶に係る貸付債権の件数	23	32	32	32	32	32	38	38	38	38	38	38	38	38							
うち、審査中の貸付債権の件数	20	9	4	0	7	10	3	2	2	5	0	0	2	2							
うち、取下げに係る貸付債権の件数	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17							

○貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成29年 6月末	平成29年 9月末	平成29年 12月末	平成30年 3月末	
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数	63	66	71	72	73	77	78	78	78	81	81	81	81	81							
うち、実行に係る貸付債権の件数	45	46	50	51	52	53	58	58	58	61	61	61	61	61							
うち、謝絶に係る貸付債権の件数	9	9	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11							
うち、審査中の貸付債権の件数	0	2	1	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0							
うち、取下げに係る貸付債権の件数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9							

6 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

■本ガイドラインの詳細については、以下ホームページをご参照ください。

>全国銀行協会（経営者保証に関するガイドライン）

>日本商工会議所（経営者保証に関するガイドライン）

以 上